

# ひとり親家庭のお父さん・お母さんの資格取得を支援します！

## 高等職業訓練促進給付金のご案内

ひとり親家庭の父または母が、就職に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するために養成機関などで受講する期間において、給付金を支給します。令和3年度に限り、修業期間や対象資格が拡充されます。利用を希望される方は、事前に鹿島市役所福祉課までご相談ください。

**対象:** 市内に住所がある父子家庭の父または母子家庭の母で、次の要件を全て満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある
- 養成機関において1年以上(令和3年度に限り6か月以上)のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる

### 対象資格

看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

\* 令和3年度に限り、6か月以上の訓練を必要とする民間資格(デジタル分野の資格や講座、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座など)の取得も対象

\* 給付金は、修業する期間の全期間(上限4年)で、最終年度は下記の金額に月4万円加算して給付されます

#### ひと月当たりの給付額

	非課税世帯	課税世帯
訓練促進給付金 (対象期間中毎月支給)	100,000 円	70,500 円
修了支援給付金 (修了後に支給)	50,000 円	25,000 円

問い合わせ先  
鹿島市役所 福祉課 社会福祉係  
0954-63-2119